

14

環境対策資金（アスベスト関連）

〔アスベスト対策事業を実施するために必要な運転資金及び設備資金の融資〕

支援内容

貸付利率	(中小企業事業) 特別利率 (国民生活事業) 特別利率
貸付限度額	(中小企業事業) 設備資金 7億2,000万円以内 (うち、運転資金は2億5,000万円以内) (国民生活事業) 設備資金 7,200万円以内 (うち、運転資金は4,800万円以内)
貸付期間	設備資金：15年以内 運転資金：7年以内 (中小企業事業) 設備資金 15年以内・運転資金 7年以内 (国民生活事業) 設備資金 15年以内・運転資金 5年以内（特に必要な場合7年以内）

支援対象

対象者 以下のアスベスト対策をするもの
 アスベストのある建築物の飛散防止事業（除去・封じ込め工事等）
 アスベスト廃棄物の処理事業
 製造工程に飛散防止事業
 吹付けアスベストのある建築物の解体事業
 アスベスト代替化事業

施策利用のポイント

保証人（経営責任者のかた）が必要です。
 ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度もあります。

中小企業事業		保証人免除特例	保証人猶予特例
特例の内容	概要	お借入れにあたり、一定の純資産額の維持等の特約を遵守することを条件に、経営責任者のかたの個人保証が免除されます。	お借入れにあたり、定期的な経営状況の報告等一定の特約を遵守することを条件に、経営責任者のかたの個人保証が猶予されます。
	利率	保証人免除を受けた融資については、0.3%が上乗せされます。	保証人猶予を受けた融資については、0.1%が上乗せされます。

問い合わせ先・申請先

日本政策金融公庫
 中小企業事業（東京相談センター TEL 03-3270-1260）
 国民生活事業（東京相談センター TEL 03-3270-4649）
 沖縄振興開発金融公庫 TEL 098-941-1795